

旭川流域連絡協議会 河川環境連絡部会 規約

(名称)

第1条 本会は、旭川流域連絡協議会 河川環境連絡部会（以下「部会」という。）と称する。

(目的)

第2条 部会は、旭川流域内において河川環境に関する変化が発生した場合、発生状況の把握、関係行政機関への情報提供及び情報の共有化を図り、旭川流域の河川環境の保全に資することを目的とする。なお、河川環境の変化とは、河川内の生態系、外来種問題、濁水、水質事故等河川環境に関わるものすべてとする。

(構成)

第3条 部会は、下記の者をもって構成する。

- (1) 会長（協議会会長の自治体の幹事）
- (2) 副会長（協議会副会長の自治体の幹事）
- (3) 会員（協議会 幹事）
- (4) 事務局（協議会 事務局）

2 会長は、協議会会長の自治体の幹事とする。

3 会長は、必要に応じて会員以外の関係者等の出席を要請することができる。

(業務内容)

第4条 部会は、河川環境の変化に関する情報の収集、共有化を行うことにより、河川環境の保全に努める。

2 部会は、関係行政機関、岡山三川水質汚濁防止連絡協議会、旭川上・中流域水質浄化対策推進協議会と情報の交換を図る。

(開催)

第5条 本会は、必要の都度会長が召集し開催する。

(事務局)

第6条 本会の事務局は国土交通省岡山河川事務所調査設計課及び岡山県土木部河川課に置く。

(附則)

この規約は、平成16年2月25日から施行する。

旭川流域連絡協議会 河川環境連絡部会 実施要領

1. 作業手順

- 1) 旭川流域連絡協議会河川環境連絡部会（以下「部会」という。）会員は、各自治体は自治体内、河川管理者は管理区間内において旭川の河川環境について何らかの変化が生じた場合、事務局へ速やかに連絡を行う。
- 2) 事務局は部会会長、副会長と調整を行い、旭川流域連絡協議会幹事会の開催とあわせて会長が召集する。
- 3) 部会は、河川環境の変化に関する情報の収集、共有化を行う。
- 4) 部会は、関係行政機関、岡山三川水質汚濁防止連絡協議会、旭川上・中流域水質浄化対策推進協議会と情報の交換を図る。
- 5) 会長は、必要に応じて学識経験者及び、関係者等の出席を求めることができる。
- 6) 情報の共有にあたり、必要に応じて旭川流域連絡協議会メーリングリストを活用する。

旭川流域連絡協議会 河川環境連絡部会 イメージ図

